

高等専門学校機関別認証評価委員会（第4回）議事録（案）

- 1 日時 平成16年12月20日(月) 14:00～17:00
- 2 場所 学術総合センター11階 1113・1114会議室
- 3 出席者
(委員) 青木, 東, 神谷, 神野, 佐藤, 椿原, 徳田, 中島, 長島, 松為, 室津,
安田, 柳, 四ツ柳, 米山, 渡辺の各委員
(事務局) 長谷川理事, 野澤特任教授, 馬場評価事業部長, 下大田評価第2課長

4 議事
(:委員, :事務局)

委員長 本日の議事は、(1)評価報告書原案について、(2)平成16年度実施の高等専門学校機関別認証評価(試行的評価)に係る意見の申立ての取扱(案)について、(3)評価結果の公表について、(4)平成16年度実施の高等専門学校機関別認証評価(試行的評価)に係る評価報告書集の作成について、(5)今後のスケジュール(案)について、5つの議題としております。

まず初めに、先日開催された各評価部会を経て、第4回運営小委員会において審議いただいた評価報告書原案に対して、この委員会で最終的に審議していただき、評価報告書(案)として決定したいと思っております。この評価報告書(案)は決定後直ちに対象校に送付し、意見の申立て手続きを経るということとなります。つきましては、配付資料2の評価報告書原案一覧を用いまして、基準1から順に検討していくことにしたいと思います。まずこの資料2につきまして事務局から説明ください。

それでは、資料2の説明をさせていただきます。資料2につきましては、評価報告書の原案ということで、本日の評価委員会で議論いただき、評価報告書(案)として確定した後、各対象校に送付し、意見の申立ての手続きを行うという流れになります。資料の見方ですが、まず1ページをご覧ください。評価結果、次に根拠・理由、さらに、「特に優れた点」と「改善を要する点」というものがございます。この根拠・理由のところ、1-1, 1-2という箇所が黒塗りになっておりますが、1-1というのは基準1の1つ目の要素という意味で、1-2というのは基準1の2つ目の要素という意味でございます。黒塗りの箇所は、今回の会議の議論のために便宜的に記載してあるものであり、報告書として確定する際には削除されます。最後に、「特に優れた点」と「改善を要する点」というものが評価部会の中の議論で抽出した事項になっております。

本日は、この根拠・理由と、「特に優れた点」、「改善を要する点」において、前回12月2日の運営小委員会で各評価部会間の記述のばらつき等について、ある程度の調整をいたしました。本日、ご意見をいただければと思っております。

それでは、基準1からよろしくお願いたします。

委員長 それでは、ご意見があれば発言していただくということで進めたいと思っております。基準1についてはいかがでしょうか。

基準ごとの議論の前に、全般を通しての意見ですが、「特に優れた点」の記述については結構ばらつきがあるのではという気がします。例えば、基準7の学生支援のところ、部活等について非常に細かく記述している対象校がある。しかし、この程度のことはどこの高等専門学校でも行っているのではないかという気がします。部活の支援等について、この高等専門学校だけ丁寧に取り上げると、他の高等専門学校は行っていないのかとなる

ので、どこまで根拠・理由として記述するのかということについて、全体的な調整をもう一度行った方がよいのではと思います。

副委員長 基準7の「特に優れた点」で、他のどの高等専門学校でも行っていることが記述されている対象校もあり、そういう取組は記述しなくてもよいのではないのでしょうか。

原則として、提出された自己評価書に記載されている内容について述べていくということですので、結局は自己評価書の中に記載されていることが横並びになっていないので、その点の多少の違いはいたし方がないところだろうと思うのですけれども、いかがでしょうか。

評価報告書原案の作成時には、基準を満たしているというエビデンスを中心に記述しており、対象校の取組を全て記述するとは思わなかったものですから、基準を誰が見ても満たしている、その根拠までしか記述しておりません。あらゆる取組を記述した評価報告書原案とは少し差があると思います。

先ほどもありましたけれども、記述内容に関しては、やはり自己評価書の記述がどれだけ丁寧かというようなことが関係していたと思います。だから、丁寧に自己評価をしておられるところは、結果として評価報告書も丁寧になるというのは、それはそれでよいのではないかという気がします。

それから、確かに基準を満たしているかどうかのエビデンスということも評価報告書の1つの役目ではありますが、いかに高等専門学校の実態を明らかにして国民に知らせるかという機能ももう1つの役目としてあるので、こういう活動をいろいろ行っているということを委員会として評価するのであれば記述してもよいのではないかという気がします。

また、根拠・理由に多くの記述がありながら、「特に優れた点」には何も指摘していないという対象校もあり、この辺はどうすればよいかと思いました。

記述量の差については、1つは専攻科を持っているかどうかということと、もう1つは自己評価書の内容についてかなり細かいところまで具体例を記述してあるところについて、具体例をそのまま載せたということでございます。

副委員長 自己評価書を記述するとき、字数制限は定められています。そうすると、記述内容が対象校ごとに違うために、その対象校が大事だと考える内容は丁寧に記述してあるし、そうでないところはあまり記述されていないわけで、全項目均等の記述量というわけにはいかない。ですから、これは自己評価書記述の際の一種の自己責任といいましょうか、各対象校の戦略でそうなっているという面があるということです。

それからもう1つ、例えば図書館の整備に関連して、基準7の「特に優れた点」、それから「改善を要する点」について、図書館に関して開館時間が短いという点が「改善を要する点」に指摘されている対象校がある。一方、もっと開館時間が短い対象校について「改善を要する点」で指摘がないのは、学生のニーズがないからであり、「改善を要する点」として指摘した対象校については、学生のニーズがあるのに応えていないからです。ニーズの有無で評価のスタンダードがずれるということは当然あるわけです。ですから、一律に何時まで開館しているから、基準を満たしているというように、一律で判断するわけにはいかない。自己評価書の字数制限の中で、どこに力点を置いて記述したかということも結果を左右しているし、それから学生側のニーズのあり方もまた、基準を満たしているかいないかの大きな判断材料です。そうしたことがありますので、ちゃんと調査した根拠に基づいて各部会が判断した結果がここにあると考えています。

委員長 そうしますと、表面的には記述内容の差があるようではございますけれども、必ずその根拠もあるということですか。しかし、そういう予備知識なしに評価報告書をご覧になる方もいらっしゃるでしょうから、一応、委員長、副委員長、それから事務方も協力いただいで、極度な記述内容の差は調整させていただきたいと思います。

それから、今のように自己評価書に基づいているとか、それぞれの自己評価書の字数制限の中で対象校がウエートをつけたところとそうでないところがあって、そういうことも1つ1つの項目を横並びに見れば差が出るとか、評価報告書の作成についても総論として各対象校の報告書とは別に記述するようなこともさせていただければと思うのですがよろしいでしょうか。

それでは、基準1から3はいかがでしょうか。

「教員の学位取得状況についても、修士及び博士の学位取得者の割合が高い」と記述されている対象校があるが、これは高等専門学校全般として、高いところが多いのではないですか。どうなのでしょう。

これは国立高等専門学校機構で目標がありまして、5年間のうちにこれだけ学位取得者を獲得しようというものです。この対象校は、その目標を既に達しているか上回っているかということで、これは高いと見たわけです。

それはどんな目標ですか。

副委員長 博士号取得者を70%。それから、文系は修士号以上が80%に達するようというものです。

学位の問題は、何%以上だったら「特に優れた点」として判断するのか。国立高等専門学校の専門科目の教員の70%以上が学位を持っているというのは、大方の国立高等専門学校はクリアしているのではないかと思います。そうすると、この箇所は国立高等専門学校やその他の公立、私立高等専門学校をチェックし直す必要があるという気がします。

パーセンテージがどの程度かということもあるのですけれども、この割合を記述するかという問題もあります。もし、記述するのであれば、自己評価書と実際に訪問調査で収集した資料に基づいて、数字を出すことは可能だと思います。

委員長 今のご指摘は、同じような実績を上げている対象校がほかにあったとして、それが記述されていないと不公平になるのではということだと思っております。

副委員長 この評価作業の社会的な機能の1つは、やはり高等専門学校としてきちんとしているところは社会にPRできる体制をとることです。ですから、達成している対象校があれば、それも記述したほうがよい。

かなり高い比率であれば、多少の評価はあってしかるべきだということと、海外在住経験者の採用数の要素だってあるのではないかと。他にもたくさんそういう人を採用している対象校はあるのではないかと思いますけれども。

海外在住経験者も含めて多様な学位取得者を採用しているという意味で記述したのであり、何%だったら記述するか記述しないということではない。

「学位取得者、留学経験者、企業勤務経験者など様々な経歴を持つ」と記述している対象校もある。数の割合が高いということをいうのではなくて、様々な人がいるといういい方をしている。何割いればよいというものではない。

学士と博士、修士の学位の取得状況というのは、自己評価書と訪問調査の内容で確認はできると思うのですが、この観点は比率が多いからどうというわけではなく、うまく配置されているかということをお問うているものですので、学位取得者の割合の記述はなくても、積極的な採用を行い、そうした教員がうまく配置されているという記述で状況がわかるかと思っております。

委員長 今の提案を皆さんは合意されていると思いますので、そのようにさせていただきます。

それでは、基準4についてはいかがでしょうか。

参考資料1の7ページの「改善を要する点」では、アドミッション・ポリシーについて全校記述しておりましたが、資料2では、1校を除いて他校は全て削除されています。

それならばその1校も消してもよいのではないかという提案です。

「検証の方法が確立されていない」という指摘が2校ありますが、レベルの高い視点からの指摘なので、むしろ「特に優れた点」かもしれません。

その2校のうちの1校では、自己評価書でも、その点は厳しく自校を見つめていたもので、「特に優れた点」には入れられないが、「改善を要する点」からは外してもよいと思います。

委員長 検証が十分に行われていないということと、検証体制が十分に整備されていないということと、書きぶりがちょっと違いますね。

そういうときには、基準の趣旨を再確認すればよいと思うのですけれども、基準の観点の4-2-には、「実際に行われているかどうか検証しており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか」とあります。そうすると、体制があるかということを問うているわけではない。だから、それに対して何か改善の体制が不十分ということは、視点が違うのではないかという気がするのです。観点到らし合わせてということをやっているかといけないうるのですけれども、いかがでしょうか。

前回の運営小委員会までの間に、アドミッション・ポリシーについては、必ずしも冊子体等でまとまっていなくとも、募集要項の中に明記している等、様々なところで明示されておれば、それをアドミッション・ポリシーとみなすと整理されていたかと思います。この資料では、基準4の根拠・理由で「明文化されたものはないが」と指摘をしている対象校をどうするかということと、昔からアドミッション・ポリシーとしてみなすものはあったけれども、冊子体として今回まとめたが、それに沿った検証ができていないということはどうするかということです。

副委員長 実質的にアドミッション・ポリシーに相当するものがあって、それが何年かにわたって機能している場合には、アドミッション・ポリシーがあるというスタイルでまとめた方がよいのではないのでしょうか。

委員長 それではご意見をいただきましたので、結論については、部会長、副部会長の先生方にご検討いただくことにしたいと思います。

全般的なことに関する意見なのですが、今回の見直しで不揃いの件に関する指摘があって、その点を調整するというのがこの委員会の役割ですので、その指摘には十分議論を尽くすべきだと思うのですが、これからのスケジュールのことを考えますと、もう一度後戻りして考えましょうという点があまりにも多いとこれからの作業が苦しくなるわけですね。そういう意味で、重点的にここは調整しないとまずいという点のみご指摘いただくことにして、全部を根本から見直すということにしますと、また今までの作業量に相当するエネルギーを投入しなければいけないということもありますので、ちょっとその辺りの重要性というものをお考えいただいたらどうかということなのです。

そういう意味では、やはり基準に記述されていないことを指摘していないか、ということが大事だと思うのです。例えば、アドミッション・ポリシーの検証のところでも「検証しているか」という基準に対して、「検証体制がない」という指摘は、ちょっとおかしいと思います。それから、「検証をする方法が確立されていない」という指摘も、「検証する方法があるか」という観点ではありません。基準に沿って、検証されていないか、されているか、どちらかを記述すればよいと思います。

委員長 このアドミッション・ポリシーに関しては、重点的に扱うべき項目の1つであると位置づけさせていただいて、各部会長、副部会長の先生方にご検討いただいた結果をできるだけ早くいただくことにさせていただきたいと思います。

基準5についてはいかがでしょうか。

副委員長 5-3の各学校の頭の部分の書き出しの統一性といいたいまいしょうか、学校の中

で定めている基準と規則とか規定とかの関係を、同じ表現に統一したほうがよいかなという印象を持っています。

委員長 これは委員長と副委員長のほうで統一させていただくということによろしいですか。

副委員長 基準という文言にこだわり過ぎますと、どうしても水準がついて回りまして、ややこしいことになりますので、規定という言葉で整理していったほうがよいかなと考えています。

5 - 4 についてではないのですが、横並びの問題でご意見をいただきたいのですが、「人間の素養の涵養について、ホームルーム活動が必ずしも有効となっているとはいえないが」と指摘している対象校があるのですが、この対象校では特別教育活動、ホームルームは毎週行っています。ただし、内容をチェックしますと、席がえとか、試験前の心構えとか、その種のことが入っていたので、これは必ずしも素養の涵養には結びつかないと判断したのですが、他の対象校はそこまで書かないのですか。

委員長 いかがでしょうか。

今、ご指摘がありましたように、行っている、いないという視点でもって、「人間的涵養を果たしている」という、非常に平面的な判断基準に見受けられます。とりあえず行っているということで、1つの基準を満たしているという判断は、それはそれで1つの判断だろうと思っています。他の対象校では取組の事実しか書いていない。この種の日本語というのは、やっぱりよくないのではないかと思います。行っているか、いないかという、こういう記述をまず羅列する。「技術者倫理を5年次に必須で1単位担当していることやインターシップ、マナー講習会が実施されている」というだけにとどまらず、その内容の判断までを含んだ記述にするならば、表現は完結させたほうがよろしいのではないかと思います。

最終判断として、場合によっては内容の判断をつけ加えるということも評価委員会の義務としてはあってもよいが、必ずしもそれが統一的である必要もないという気もします。

委員長 ありがとうございます。

項目の拾い上げということを最初に行ったときに、文章的に見直したほうがよい部分というのは多分あるのだろうなということを感じました。公表されるものですので、日本語として不自然であるという部分は、この後の作業としてお考えいただきたいという提案をさせていただきたいと思います。

委員長 今の点はどのように対応したらよいのでしょうか。

副委員長 ホームルームの内容の是非までは、書かないほうがよいのではないですか。

委員長 それでよろしいのではないのでしょうか。

「改善を要する点」で指摘している「担任が行っている特別教育活動について、学校としての検証が行われていない」という記述は、何を指摘しているのでしょうか。

学校のホームルーム、特別教育活動というのは、これは規則で週1回1時間ずつ担当することが1年から3年まで義務づけられていて、担任が15回分のメニューを作成して、学生に事前に周知せしめているわけです。ただ、普通のカリキュラムの内容になると、教務委員会で議論をするわけですが、これについては担任が主体的に考えていくという形が学校の今までの方法だったのです。ですから、15回分はメニューはちゃんとあって、学生も承知して行われているのですが、それは、指導は担任がやる、内容も担任が決める、ということなのです。例えば、教務委員会がそれに対して強いかわりを持って、内容の修正を要求することまではやっていない。

それはどの基準に該当するのでしょうか。

5 - 4 です。

この内容につきましては、観点で求められる以上の内容について指摘されているようにも思われます。

委員長 ここは削除させていただくということによろしいでしょうか。

わかりました。

基準5の「改善を要する点」で、「シラバスについて網羅的なものではなく、各科目によって記載内容にばらつきがあり、十分なものとはなっていない」という記述がされているが、網羅的というのは何と何を具備すべきかという共通の認識がない状況で、ただアンバランスであるということを指摘しているので、「網羅的なものではなく」という文言を削除したいのですが。

委員長 今のご提案はよろしいでしょうか。では、基準6、基準7についてはいかがでしょうか。

副委員長 基準6の「特に優れた点」の指摘で、これは高等専門学校全体に当てはまることですが、この評価結果が世の中に高等専門学校の姿をアピールするのであれば、就職率が高いという点を全対象校の「特に優れた点」で指摘してはいかがでしょうか。

その点を各対象校の評価報告書で指摘するか、総論で指摘するかということでしょうか。

副委員長 総論で指摘するが、「特に優れた点」でも指摘してはどうかということですか。

委員長 教育効果の結びつきにつきましても、少し考えてみることにさせていただきますか。

基準6の「改善を要する点」について、各対象校の実態に応じて、横並びをとって同じような記述にはいかがでしょうか。

委員長 実態は同じようですので、表現を合わせるということによろしいでしょうか。それでは基準7はいかがでしょうか。

基準5の「特に優れた点」に、「学生の人間の素養の涵養を図るため・・・」と指摘している対象校があります。「人間の素養の涵養」については基準5に該当しますので、そちらで指摘しましたが、学生支援等の課外活動という形で見れば、基準7に該当するかと思います。これはどちらがよいのでしょうか。

この基準7の観点については、学生の支援というところの体制があるかないかということであり、人間の素養に関する科目を教えるということは基準5であると思います。例えば、学園祭について、実際に支援内容が他の対象校よりも優れたものがあるというならば、「特に優れた点」として指摘できると思います。

委員長 基準7は学生支援等の体制があるかどうかで、今のように目的は少し違うけれどもその支援体制はあるのだ、ということは明記してもよろしいのではないのでしょうか。

それが通常の、学生会への経済的な支援というものと同様であれば、削除している対象校もあります。

地域貢献をいろいろとやっている対象校については、そういう記述を補うことをご了承いただきたいと思います。

7-2を見ますと、ほとんどすべての対象校について進路指導が丁寧に行われていることが記述してありますので、「特に優れた点」として進路指導をきめ細かく行っているという点を指摘してはいかがでしょうか。大学と比べましても、高等専門学校の先生方は非常に多くの時間を使って進路指導をしておられるという印象を、個人的にも持っております。

委員長 一般の大学を基準にしますと大変優れているということで、今のはよろしいでしょうか。

進路指導と就職率の高さをセットで記述したらいかがでしょうか。

委員長 この表現については、事務局でお考えいただければと思うのですが、よろしいですか。なお、先程の学生会への援助については、一律で「特に優れた点」から削除させていただきます。

この点につきましては、いずれにしても部会として、例えば学園祭の学生の参加率とか、そういった面も当然考慮して、「特に優れた点」は、基準5の中で指摘しておくということですが、基準7の支援体制については、学生会への援助というものは学生サービスということを考えるならば、これは通常の間組だろうという部分はあると思います。それからすれば、あえてここにどの程度で特に優れているかというのは判断しにくいものがありますので、その点をご判断いただければと思います。

委員長 これは担当者のお立場でどうでしょうか。

一番最初に書面で審査したときは、書面から判断しにくいことが非常に多く、最終的には訪問調査で評価しようということになりました。実際には、当初予想していたよりは随分高い評価になっていると思うのです。ですから、「特に優れた点」をたくさん指摘すると、やはり「改善を要する点」も指摘すべきであるということになりますから、そこはバランスをとってこのような形になっています。部会全体の評価としては、今後この対象校については非常に期待できるというのは一致した意見なのですが、あくまでも現在、提出されたデータに基づいて評価するということと、訪問調査で実態を知って、その評価に基づいてという、両者のバランスをとるとこういう形になっているということで、ご理解をいただきたいと思います。

委員長 部会としては、全体のバランスを考えて、このような表現にされたということですね。これは部会の結論を尊重するのがよろしいではないかと思えます。

基準7の「改善を要する点」で、学生のニーズの問題で図書館の開館時間の指摘の有無が決まるのだということですが、学生にすると、少なくとも授業時間が終わったときに閉まっているというのは、やはり「改善を要する点」として指摘するべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長 その点は実際に調査された部会としてのご判断が重要かと思うのですが。

これは指摘するべきだと思います。

我々も、訪問調査で「なぜ5時半で閉めるのか」と聞いたとき、「学生のニーズがないから」との回答でした。しかし、「改善を要する点」で指摘するべきだと思います。

委員長 ニーズの有無ということは、かなり広い概念を含んでいるので、なかなか実態は拾いにくいかもしれません。

学生面談時に、部活が終わると図書館が閉まっていたという意見がありました。ですから、部活をやりながら勉強もしたいという学生にとっては、ニーズがやっぱりあったわけですね。

副委員長 指摘している2校では、ニーズという言葉を使って書いているものですが、これは当然、自己評価書の記述内容や訪問調査の結果として、こういう結論になったのだと思います。その一方で、4時半という閉館時間は教職員の勤務時間内ですから、気になるところではあります。学生が図書館に来ない、つまり、学生のニーズがないから支障がないという考え方がよいのかどうかは議論をしていただきたい。

そういう発想でご検討をいただければと思います。

参考資料1の15ページの「改善を要する点」にあるように、閉館時間のことではなく図書館の整備内容について、委員会として指摘をするということによろしいのではないのでしょうか。

委員長 今のご指摘の、訪問調査終了後の評価案一覧の「改善を要する点」で指摘している、「自主的学習環境としての図書館の整備・活用をより一層行う必要がある」という

記述を生かすというのでよろしいでしょうか。

図書館の開館時間については、本来、学生のことを考えてあげれば、学生の希望をとって、学生が5時までではなくて6時、7時まで開けてほしいと言えば、希望に応じるといのが学校としての配慮だと思います。ただ、何時まで開けていなければいけないという基準はありません。この対象校につきましては、学生は図書館の開館時間内に図書を借りており、閲覧室は建設が計画中で、学生寮の近くに自習室として利用できる施設があるという状況です。また、訪問調査の面談では、学生からは特段支障はないと聞いております。

委員長 基準8はいかがでしょうか。

まず1つは、対象校のいくつかについては根拠・理由で施設の老朽化を指摘しておりますが、「改善を要する点」で指摘している対象校と、指摘していない対象校があります。この取り扱いをどうするかということです。老朽化といってもどういう状況をもって老朽化と判断するのかということがあると思います。

もう1つは、「特に優れた点」として「運動場には夜間照明とか、全天候舗装走路が設置されており、クラブ活動の活性化につながっている」と指摘している対象校がありますが、これについてもご議論いただきたいと思います。

運動場等については、訪問調査で非常に優れていると部会で判断したので、「特に優れた点」として指摘しました。

それから、老朽化につきましては、特に学生の教育環境、学生の教育について支障がなく、いろいろと努力しておられるという場合には、あえて「改善を要する点」で指摘しておりません。

委員長 非常に明快な指針のもとに記述しているということですね。この運動場の夜間照明や、全天候舗装走路が設置されているところは他の対象校にはなかったのでしょうか。

今回の対象校ではないのですが、他にも同様な設備がある高等専門学校はあります。それからもう1つ、老朽化の問題は国立高等専門学校の何割が改修が済んだのかということ点を記述したほうがよいのでしょうか。

実習工場にある機械は、古ければ古いなりに教育効果はいろいろあると思いますが、やはり最新の技術を教授するという場合には、本当にこれでよいのかという意見が部会で多くありました。ですから、そういう意味では、設備も古いものは古いものなりに活用するにしても、新しいものも必要なのではないかとということ、何とか指摘したいということがありました。

この老朽化についてどう表現するかというのはかなり難しい問題ですが、施設の老朽化の問題と、設備の老朽化の問題を分けたほうが外部の人にはわかりやすいのではないかと思います。

施設の問題は、自分の学校だけの問題ではなくて、国の政策の問題でもありますので、国へのアピール効果を考慮して、記述するかしないかを決めるということも1つの判断ではないかと思います。

設備については、これは古い工場を新しくするほうに投資するか、例えば情報システムのほうに投資するかとか、ある種の教育設備の優先度というのはそれぞれの学校で工夫しておられると思いますので、かなり問題がある対象校は指摘してもよいと思いますが、設備のところはやや節度を持って指摘してはどうかと思いますがいかがでしょうか。

副委員長 各対象校の評価報告書中ではなく、総論で記述しましょうか。

委員長 それについては委員長、副委員長で調整させていただくことにします。

担当した対象校では、設備の老朽化だけを「改善を要する点」で指摘しております。これは対象校自身も、「この部分は『改善を要する点』です。」とっておりますので、

これでよろしいかと思えます。

委員長 基準 8 の基本的な観点に施設・設備の説明がありますが、これによると部屋などが中心であって、工作機械のような機器にはふれていないようですが、ここでの設備とはどういうものまでを指すのですか。

機器も含まれております。

委員長 例えば、演習室というのは施設に入るのですか。

はい。

委員長 それでは、次の基準 9 はいかがでしょうか。

副委員長 「改善を要する点」に、「FDの機能としては十分なものまでには至っていない」と指摘がある対象校がありますが、授業改善提案書を作成していること自体は他の高等専門学校より進んでいますので、この部分は「特に優れた点」に該当するかと思えます。ですから、「特に優れた点」と「改善を要する点」が混同している感じがしますので、ここは書き直したほうがよいと思えます。

「など」までの 4～5 行は削除して、「教育の質の向上や授業の改善のための努力がなされているが」は記述するというところでよろしいでしょうか。

「ファカルティ・ディベロップメント」と「FD」という 2 つの表現が混在しているのですが、どちらかに統一したほうがよろしいかと思えます。

ここは、高等専門学校側が「FD研修会」と英語で書いてあればそのままの表記にしておきまして、一般的なFDというのはファカルティ・ディベロップメントというふうに、いわゆる固有名詞かどうかの違いとしています。

委員長 次の基準の 10 はいかがでしょうか。

1 点だけ説明させていただきます。12月2日の運営小委員会では、10-3として新たに独自の観点を設けている対象校がありましたが、観点の趣旨、内容が10-1の「当校の目的に沿った教育活動等を将来にわたって適切かつ安定して遂行するため」の内容です。10-1の「経常的な収入が確保されているほか」から次の「支出状況の適正化を図るための経営改善に係る諸活動が実施されている」という表現に修正しております。

委員長 次の基準 11 はいかがでしょうか。

「特に優れた点」で、「JABEEによる第三者評価をはじめとする」云々という指摘をしている対象校がありますが、他の対象校でも同様にJABEEによる第三者評価を受けているところがあります。JABEE以外の外部評価等の状況については分かりませんが、ご議論いただきたいと思えます。

委員長 いかがでしょうか。

JABEEだけではなく外部評価や自己点検評価は、ほとんどの高等専門学校が今取り組んでいる、もしくは取り組もうとしているという意味でこのように指摘しました。JABEEを受けている対象校については一律に、同じ表現でよいのではと思えます。

委員長 では、同様の記述をしてください。

ここで、JABEEという言葉を入れるかどうかについて検討していただければと思えます。専攻科を持っていてJABEE認定を受けたところだけを、JABEEという名前を前面に出して、こういう第三者評価を受けていることはよいことであるとするのは気になります。

JABEEについてクリアしていることを「特に優れた点」の項目として指摘しておき、他に外部評価・第三者評価を定期的に受けるシステムを持っている対象校に対しても「特に優れた点」で指摘してはどうかと思えますがいかがでしょうか。

根拠・理由の中で取り上げることはよいと思えますが、「特に優れた点」にあえて指摘する必要はないのではないかと思えます。

委員長 J A B E E という名前をここに挙げる必要はないということですね。

「特に優れた点」は、「外部評価が常に行われている」ことではないでしょうか。

委員長 今のご指摘でよろしいでしょうか。この基準では J A B E E という言葉を削除するということですね。

外部評価という場合、極めて形式的な委員会等々の意見をいただくという種類のものも認めています。

委員長 ここでは、第三者評価と外部評価を使い分けています。大学が自主的に外部に委員を頼んでいるものは第三者評価とはいわず、外部評価といいます。

「第三者評価をはじめとする多様な外部評価を実施し」でいかがでしょうか。

委員長 そうすればよいですね。それでは、次に選択的評価事項に入ります。研究目的の達成状況についてはいかがでしょうか。

「おおむね達成している」という対象校については、他にどのような取組を行えば、「十分達成している」になることができるかということを知りたいのではないかと思います。どうすれば「おおむね」から「十分」になるのかについて、「改善を要する点」の指摘がない対象校もありますので、これはどうかと思います。また、「機能しているとはいえない」という文末表現についてもどうかと思います。

「改善を要する点」の指摘がない対象校については、実態としてよくやっておられるし、先生方も非常にモチベーションが高かったので、「十分達成している」としてよいのではないのでしょうか。

他にも、根拠・理由が同じような内容で「改善を要する点」に指摘がある対象校と、指摘がない対象校がありますが、ご議論いただきたいと思います。

「改善を要する点」は、残していただければと思います。十分対象校とも検討した結果、個人レベルの研究ではよくやっておられるのですけれども、学校全体とすればなかなか状況を把握できていないということですね。

委員長 研究そのものについての指摘ではなくて、あくまでも管理する体制についてということですね。

先ほどの対象校の根拠・理由を見ますと、産学共同研究、研究開発部、リエゾンセンターと、どちらかといえば組織的に取り組んでいる表現がありますが、それと学校全体としての組織的体制が十分でないというのが、矛盾しているような感じがしますがいかがでしょうか。

訪問調査で確認したところ、必ずしも組織としてあるわけではない形になっておりました。また、学校の構成員には高等専門学校の研究の目的は何かというのは十分周知されておりませんでした。それで、訪問調査終了後の評価案では「改善を要する点」で指摘しておりましたが、今回は目的の達成状況を示す記述中に含めて、「改善を要する点」からは削除しております。

リエゾンセンターを設置しているとか、そこに予算が割り振ってあるというのは、ある程度学校としての取組といってもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

該当する部分につきましては、観点の3番目でございますが、研究活動の体制が整備され、機能しているかということではなくて、それは確かにあるということは確認されるわけです。

委員長 観点と照らしてみればこれは意味が明確になるということで、これはこのままでよろしいでしょうか。それでは、次の正規課程以外の教育サービスの状況についてはいかがでしょうか。

「おおむね達成している」という評価結果で、何をやったら「十分達成している」になるのかがよく分からない対象校があります。別の対象校の場合は最後に「改善の取組は

十分に行われていない」と書いてあるので、「おおむね達成している」であると理解できるのですが。

前者の場合、「特に優れた点」もありません。これぐらいの達成状況は普通であると部会で判断したので、「おおむね達成している」としました。あとどのような取組をすれば「十分達成している」になるかは、対象校自身で考えてくださいということです。

前者のもう1校の場合は、いろいろな取組をしていることは認めますが、より高いレベルに行きたいということが自己評価書中に記述しており、「十分達成している」というのは今後の話であり、最終的には体制自身をもっと強化する必要があるのではということをごどこかに指摘したくて、「おおむね達成している。」としました。

逆に、「十分達成している」対象校に、ここはものすごく頑張っているという文章が出ているかどうかを見ておいた方がよいと思います。

委員長 それでは、より高いレベルを目指して「おおむね達成している」としたところは「十分達成している」に修正して、あとは変更なしということによろしいでしょうか。それでは、前のところで何かお気づきの点がございましたらどうぞ。

副委員長 今、話題となっていた目的の中に、通常という目的と、目標と言ったほうが該当する性格のものと、それから理念、使命みたいなものが全部入っています。全部入っているために、外に対してアピールするときにはもっと整理したほうがこれからはよいと思います。

この問題は、機構の立場も入れて議論しなければいけないと思いますが、機構側はどう考えておられるのですか。

機構としては、大学と短大については現在文部科学省に認証評価機関の申請をしておりますので、その評価基準を参考にしながらも、高等専門学校特有の観点に位置づける必要があると考えておりますが、それについてはまた先生方に会議でご検討いただきながら、機構の考え方も話をさせていただければと思っております。

高等専門学校の努力によって改善ができそうなものについては、「改善を要する点」に指摘して、次回の認証評価の時点でそれがどう改善されているかということをチェックしていく指標に活用するということが、この評価の大きな狙いでもあるわけです。そういう意味からは、「改善を要する点」の中に、各学校の努力の範囲をはるかに超えてしまっているものについては、今回の認証評価として指摘することがふさわしいかどうかをお考えいただきたいのです。例えば、基準8の「改善を要する点」で、学生寮の状況についての指摘がありますけれども、これが学校が独自に改善策を立てて取り組めるような問題として、ここで指摘することがふさわしいかどうかをご検討いただければと思います。

委員長 老朽化の話とも通じますがいかがでしょうか。対象校のうち1校だけが学生寮について「改善を要する点」で指摘されているのですが、どうでしょうか。

これはやはり我々のレベルでは判断できないと思います。

委員長 判断できないので、削除ということによろしいでしょうか。

出来るか出来ないかは別にして、改善をすべきであるとか、してほしいとか、そういう形でよいとすれば、今回の評価の目的の1つは、国民に知らせるということでもあるし、設置者にも知らせるということもあるわけですから、設置者としてどう判断するかということをお聞きする記述があってもよいのではないかと思います。

国立高等専門学校の場合は教育的効果として、1、2年生は全寮制を敷いており、その部分は寮については整備済みということになっています。上級生については希望に応じて空いていれば入寮もできるという制度になっています。もし、寮の整備になると、運営費交付金で高等専門学校機構を通じて政府に概算要求をすとか、高等専門学校全体が1年生から5年生まで全寮制でいくのかという、そういう話になっていくと思います。

副委員長 この対象校の場合、3学科でスタートして、4、5学科と学科が増えたにもかかわらず、寮の増築がなかったのが大きな原因です。寮が余っている高等専門学校の方がむしろ多いのです。それから、この対象校は学生を集めている範囲が広いので、寮の必要度がほかの高等専門学校とは事情が違うということもあります。ですから、そういう高等専門学校があるのだということを知らせておくのもよいのではないかという意味で、ここに記述されたのだと思います。

私立の高等専門学校についてもですが、図書館の書架と閲覧室について根拠・理由で指摘があるのに、「改善を要する点」では指摘がないので、やはり指摘すべきであると思います。

実習機器の老朽化についても総論で書くということでしょうか。

副委員長 総論でも書きますが、特にここで書く必要があれば書いていただきたい。

委員長 ご指摘をいただいたことに関しましては、委員長、副委員長、事務局で取りまとめ、特に最初にありました記述の大きなばらつきについてはお任せいただきたいと思えます。

「改善を要する点」の中で、「今日の技術の教育の実施が困難になりつつある」と、実際に教育状況に問題を抱えているような記述については削除し、一部の実験・実習機器の老朽化が進んでいるという事実のみを指摘するというのはいかがでしょうか。

老朽化ということが基本的観点に挙がっていないので、そうした認識をこの委員会として十分持って、それを総論のほうに書いていただくということで、問題提起をするということが妥当と思えます。

委員長 これは部会長の先生方と委員長、副委員長で慎重に対応させていただきます。これをもちまして、報告書原案につきましては、合意を得たということにさせていただきますと思えます。あと、文言の修正等はお任せいただきたいと思えます。

それでは、意見の申立ての取扱いについて、事務局から説明ください。

資料3をご覧ください。本日、先生方からご意見をいただいたものにつきまして、委員長、副委員長、部会長、副部会長にご一任をいただきまして、評価報告書(案)を各対象校に送付します。これについては、約1カ月程度の意見の申立て期間を設けまして、意見の申立ての手続を実施することを考えております。

この内容につきましては12月2日の運営小委員会でご議論いただき、このような形でお認めいただいたところです。

続いて、評価結果の公表についてご説明いたします。これまでの運営小委員会の中で、設置者及び学校に提供し、さらには社会に公表するということについてお認めいただいております。社会への公表については、機構のウェブサイト及び評価報告書集という形で関係機関への配付を考えているところです。

(委員長退席につき、副委員長が議事進行を代行する。)

副委員長 それでは何かご質問、お気づきの点がありましたらご発言をお願いします。大筋は今まで議論してきた流れの中にすべて乗っている状況にありますので、いかがでしょうか。よろしければ、まず資料3はこれで進めさせていただきます。資料4についてお願いします。

評価対象の8校の評価結果の概要については、機構側で作成することを考えています。

副委員長 評価結果は各対象校ごとに記述することになり、用語の解説が最後につきます。例えば、本日議論になりましたアドミッション・ポリシーとか、オフィスアワーとか、一般の人にとっては定義が必要なものです。それから、この評価における「目的」も定義が必要だと思えますので、そういうものを記載します。

それでは、本日、報告書の案が承認されたわけですが、公表までの具体的なスケジュール

ルを確認しておきたいと思います。さらに17年度の本格実施に向けまして、評価基準などの見直し、見直し案への関係機関に対する意見照会、文部科学省への認証評価機関としての申請、高等専門学校への認証評価説明会、17年度受審校に対しての説明会の開催等、年度内に実施しなければならない案件につきまして、スケジュールの見通しを立てておきたいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

資料5をご覧ください。委員長、副委員長を中心に文言等の調整をした上で、12月24日までに評価報告書(案)を評価対象校に送付し、意見の申立てを1月20日提出締切としたいと考えております。そこで、もし重大な案件や意見の申立てがありましたら評価部会を開く可能性もあります。それを経て、1月31日の評価委員会で評価報告書の最終確定をして、2月上旬に評価結果の公表を考えております。また、1月17日に運営小委員会を開きまして、平成17年度の本格実施のための実施大綱、評価基準、実施体制についてご議論いただきたいと考えております。それを経て同じく1月31日に同様の内容についてご審議をいただき、決定し、さらには決定した実施大綱、評価基準について関係各機関に意見照会を行いたいと考えております。最終的には3月上旬に評価委員会を開きまして、そこで実施大綱、評価基準を決定し、文部科学省への認証申請を3月中旬に行い、高等専門学校関係者にお集まりいただきまして、17年度本格実施についての説明会を今年度中に開催するというスケジュールを考えております。ただし、実施大綱、評価基準については高等専門学校特有の課題等もございますので、先生方とご議論しながら、より適切なものを作成したいと考えており、場合によっては2月中旬にもう一度評価委員会を開いてご議論いただくということも考えられますので、事前に日程調整をさせていただきたいと思います。

副委員長 よろしく申し上げます。よろしければ、これをもちまして第4回高等専門学校機関別認証評価委員会を終了させていただきます。

了